

○別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会傍聴規則

(平成6年3月23日
別府市、別杵速見地域広域市町村
圏事務組合公平委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第4項の規定に基づき、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）が行う公開の口頭審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴券)

第2条 審理を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿（様式第1号）に自己の住所、氏名等を記載し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、審理の当日委員会事務局において交付するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第3条 傍聴人は、委員会職員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は30人とする。ただし、委員会は必要と認める場合は、定員を変更することができる。

2 委員会は、傍聴人が定員を超える場合には、くじによつて傍聴人を決定する。

3 傍聴人が、前項の定員に達した場合でも、委員会が特に必要と認めたときは、入場させることができる。

(傍聴のできない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 傍聴券を持たない者

(2) 酒気を帶びている者

(別府市、別序速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会傍聴規則)

- (3) 図器の類、その他危険のおそれのある物品を持つている者
- (4) プラカード、のぼり、旗その他会議場に持ち込むことが不適当と認められる物品を持つている者
- (5) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用する等通常の服装をしない者
- (6) 前各号のほか、委員長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。
- (2) みだりに席を離れないこと。
- (3) 飲食又は喫煙等をしないこと。
- (4) 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (5) 静かに傍聴し、私語、談笑その他審理の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 撮影、録音等を行わないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 前項のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、委員会が秘密会を開く議決をしたときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 委員長は、関係者の名誉保持、又は証言の真正を確保するため必要と認めたときは、傍聴人を退場させることができる。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの規則に違反したと認められるときは、注意を促し、なおあらためないときは退場を命ずることができる。

- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の審理を再び傍聴することができない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は委員会が定める。**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会傍聴規則)

樣式第1号

〔別杵速広一四〕

四〇五の五

様式第2号

(表)

(当日限有効) No. _____

公開口頭審理
傍聴券

年　月　日

別府市、別杵速見地域広城市町村圏
事務組合公平委員会

(裏)

傍聴人心得

(傍聴禁止) 次に該当する者は傍聴できません。

1 酒気を帯びた者
2 凶器の類その他危険のおそれのある物品を携帯する者
3 プラカード、のぼり、旗その他口頭審理の会場に持ち込むことが不適当であると認める物品を携帯する者
4 はち巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用する等通常の服装をしない者
5 その他口頭審理の円滑な運営を妨げるおそれのある者(順守事項) 傍聴人は、次のことを守ってください。この注意に反する場合には退場を命ずることがあります。

1 言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。
2 放歌、談笑その他騒がしい行為をしてはならない。
3 所定の傍聴席以外の場所に立ち入ってはならない。
4 噫煙又は飲食をしてはならない。
5撮影、録音等を行ってはならない。
6 その他審査長及び係員の指示に反する行為を行ってはならない。

〔別杵速広一四〕

四〇六